

パブリックコメント等でいただいた意見とその対応についての検討資料

10月20日(木) 第9回審議会 傍聴者配布資料

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等	原 案	意 見 要 旨	件 数
1	全般				まちづくり基本条例という名称がどうしても都市計画法のイメージが強いので、住民自治基本条例という名称に変更していただきたい。	1
2	全般				最初のほうで最高規範であるということを明記したほうがよいのではありませんか。	1
3	全般				丁寧語の条例にした意図は何ですか。	1
4	全般				基本条例の中で町民が参画していくための手法とか組織は、まちづくり協議会で議論していくという理解でいいのですか。	1
5	全般				逐条解説に町民、議会、町というふうな三権分立的な図を入れたらどうか。 また、住民への周知のためにパンフレットとかも作ったほうがいい。 全体的に条文の言い回しが長すぎる。もっと端的に簡単に表現すべきではないか。	1
6	全般				今日の意見を審議会に諮った結果について、公表前に再度議会に回答していただきたい。	1
7	全般				回答を事前にもらえたら、俺こんなこと言うてへんやんかとかあるかもしれん。だから、公表する前に回答をいただけるならば、こういう場を持っていたきたいと思います。	1
8	条例案	前文	(前文) 私たちのまち河合町は、古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、大塚山古墳群、廣瀬神社などの歴史的・文化的遺産をはじめとした、万葉集にも歌われた豊かな自然に囲まれた町です。 大和川の水運を利用した産業や、高度経済成長を背景とした西大和ニュータウンの開発により、都市圏を支えるベッドタウン・田園都市として発展しました。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできました。 近年では、少子高齢化やICT化の進展、生活の多様化といった社会情勢の変化により、新たなまちづくりの在り方が問われています。そのためには、町民による住民自治と町議会・行政による団体自治が有機的に連携し、持続可能な地域社会を形成する必要があります。 すでに、子どもたちの見守り活動や防犯・防災活動など安心安全に生活できる環境づくりやボランティア活動が各地域で活発に行われていますが、これからも先人たちが培ってこられた河合町の歴史を尊重し、次代を担う子どもたちが誇れる町とするため、人と人が世代を超えて繋がり、町民と町議会、行政が協働してまちづくりを進め、次世代へ引き継いでいかなければなりません。 私たちは、河合町のまちづくりの理念を明らかにし、参画と協働を基本として、町に関わる全ての人々が主体になるまちづくりの最高規範として、ここに河合町まちづくり基本条例を制定します。		条例制定の背景がよくわかりました。全国的な課題となっている少子高齢化や財政難などに市町村としても対応が必要であり、それを具体化し新たなまちづくりのあり方を考える契機となりました。 前文にある「町民による住民自治と町議会・行政による団体自治とが有機的に連携し…」とありますが、有機的な連携とは何かが重要と考えています。例えば、登下校の見守り活動であれば、ボランティア、保護者やPTAなどが主体ですが、行政としては、月二回の立哨やボランティア保険加入費用負担などを行っています。 そのような役割分担が、今後ますます重要になってくると考えます。そこで、役割分担をどのように行うのか(中心になる主体が調整する、当事者間で話し合う、ワークショップのような場で話し合うなど)が課題になると考えます。 今後は、有機的な連携のあり方を具体的に検討していく必要があるのではないかと考えました。	1
9	条例案	前文			「大和川の水運を利用した産業」は、何時の時代のどのような産業なのか、もう少し説明してほしい。	1
10	条例案	前文			「安心安全」と第6条2他の安全、安心とは意味合いが異なるのか。	1

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
11	条例案	第2条 (用語の 定義) 第1号	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1)町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行う者及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。	町民の定義で、「町内に居住する者」、「町内で働く者」、全て漢字になっているが、ひらがなの「もの」は個人、法人、団体を含み、漢字の「者」は個人だけを含むと学んできました。「町内で事業活動、その他の活動を行う者」には、法人も含んでいると思うので、ひらがなと漢字の使い分けが必要ではないですか。	1	
12	逐条解説書案	第2条 (用語の 定義) 第1号	【附記】(第2条第1項関係) ただし、具体的な権利や責務が問題になるときは、場面に応じて「町民」の範囲を限定する必要があります。例えば、第36条により町民投票を請求することができるのは住民の内の「有権者」に限られます。一方で、町内への就業者・就学者、外国人、ふるさと納税の寄附者などは、町に関心があり、将来的にまちづくりの担い手となることが想定されますので、町民の一員ととらえます。	附記では、ふるさと納税の寄附者を入れていますが、ここまで書くのであれば、例えば町外在住で町内に固定資産を持ち、固定資産税を納付している人も明記すべきではないですか。	1	
13	条例案	第2条 (用語の 定義) 第1号		町民には外国人を含むと解釈していいのですか。 また、例えば町外の方が町内のクラブ活動で河合町の施設等を利用されている場合は町民に含まれますか。	1	
14	条例案	第2条 (用語の 定義) 第1号		町民の定義としては関心のある者も含めるが、町民投票等については除外することが明記されているため対象外とすることでよろしいのでしょうか。	1	
15	条例案	第3条 (町民の 権利) 第1号	(基本理念) 第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により、住民自治の確立を目指したまちづくりを推進します。 (1) 町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安心して安全に暮らすことができる持続可能なまちをつくります。 (2) 町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくります。 (3) 町民及び町は、先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を守り伝え、次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまちをつくります。 (4) まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。	第1号中、「子どもから高齢者まで」の表現は要らないんじゃないですか。逐条解説書でも「町民一人ひとりの」と書いているのに、なぜあえて「子どもから高齢者」との使い方をしているのか、読んでいてちょっと違和感がありました。	1	
16	条例案	第3条 (町民の 権利) 第2号		第2号の「公正で自立した」、この自立したってどんな意味(意図)ですか。	1	
17	条例案	第6条 (町民の 役割と 責務) 第1項	(町民の役割と責務) 第6条 町民は、持続可能なまちづくりのため、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければなりません。 2 町民は、町と協働し、連携しながら、安全、安心に暮らせるまちづくりに取り組まなければなりません。 3 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。 4 町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとしします。	第6条第1項の文言に、「お互いに尊重し合う」という文言を入れてもらえたらよりいいかなと思います。「自らの行動と発言に責任を持ち」、そこに「お互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加し」と、そのような文言があったほうがよりいいのかなと思います。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
18	条例案	第6条 (町民の 役割と 責務) 第4項		第6条4項、「町民は行政サービスに伴う必要な負担をするものとします」の文言を入れた意図を教えてください。	1	
19	条例案	第7条 (子ども の権利)	(子どもの権利) 第7条 子ども(18歳未満の町民をいいます。以下同じ。)は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。 2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。 3 町民及び町は、子どもの主体性を尊重するとともに、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければなりません。	第7条、「子どもの権利」というタイトル、ほかの自治体では「18歳未満の町民のまちづくりに参画する権利」というタイトルのところがあります。子どもの権利よりもそっちのほうがいいのかなと思います。	1	
20	逐条解説書案	第7条 (子ども の権利)	【説明】(第7条関係) ここでは、子ども(18歳未満の町民をいいます。)の権利について定めています。 子どもたちは将来のまちの担い手であることから、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を持っており、さらに年齢に応じてまちづくりに参加、参画する権利があることを定めています。 第2項では、大人(町民及び町)には、子どもたちがその中で暮らしているまちのあり方に関われること、すなわちまちづくりへの参加、参画の機会を充実させるよう努めなければならないことと定めています。 第3項では、町と町民に対して、子どもたちが安心して健やかに育つ(子育てができる)環境の整備を求めるとともに、将来の担い手である子どもが、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めるよう促しています。	「健やかに育つ(子育てができる)」を愛AI構想の子育ち・子育てという視点から「子育ち・子育てができる」に変更できないか。	1	
21	条例案	第9条 (情報の 公開と 共有) 第1項	(情報の公開と共有) 第9条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関して町民に対する説明責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければなりません。 2 町は、保有する情報を適正に管理し、町民が必要とする情報の積極的かつ効果的な提供に努めるものとします。 3 町は、町民への情報の公開及び提供に当たっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとします。 4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとします。	第9条第1項、「原則として公開しなければならない」の例外規定とは何ですか。他の法令等により制限されている場合は原則として公開しなくてもいいというのであれば、「法令等により制限される場合は除いて」などの表現があります。「原則として」だけではどういう場合が公開しなくてもいいのかわかりません。	1	
22	条例案	第9条 (情報の 公開と 共有) 第2項		第9条第2項、「努めるものとします」という表現になっているんですが、情報の管理というのは特に大事なことであるため努力義務では困るんです。だから、情報の提供も任意とか、そういったことでは困るので、義務規定の表現に変えてください。「しなければならない」というふうな形で。	1	
23	条例案	第9条 (情報の 公開と 共有) 第3項		第9条第3項、「提供するものとします」ではなく、これもあくまで提供を努力するような表現になっているので、任意ではないので、提供しないときもあるのかなとこの表現だけでは思われるので、「しなければならない」というふうに変えていただきたい。	1	
24	条例案	第9条 (情報の 公開と 共有) 第4項		第9条第4項、「努めるものとします」。努力義務じゃない。「努めなければならない」というふうな表現に変えてください。	1	

意見 番号	意見内容						
	区 分 等	該当 条項	条 文 等	原 案	意 見 要 旨		件 数
25	条例案	第9条 (情報の 公開と 共有)			第9条、情報の提供については「努めるものとする」になっていますが、現在、広報紙は自治会に入っていない人には基本的には配布されません。情報を一番集約するのが広報紙と思いますが、それが必ずしも全町民に行き渡らない現状と条例の規定をどう理解したらいいですか。	1	
26	条例案	第9条 (情報の 公開と 共有)			9条第3項で規定することにより、広報紙を全住民に配ることの保障になります。配布方法については、今後もっと厳しく検討しないといけないと思います。	1	
27	条例案	第10条 (個人情 報保護)	(個人情報保護) 第10条 町は、町民の権利及び利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。 2 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとしします。		個人情報の取扱いは、条例の規定を適切に解釈して運用することが大事と思いますが、情報を関係者間で共有するような注意事項とかの文言がないんですが、あえて、個人情報保護条例があるから省いたのか教えてください。	1	
28	条例案	第5章 (参画と 協働の まちづく	第5章 参画と協働のまちづくり		第5章、参画と協働のまちづくりのタイトルに参加という言葉が入っていないのは何か意味がありますか	1	
29	条例案	第14条 (審議会 等への 参加) 第1項	(審議会等への参加) 第14条 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃に当たっては、適切な時期に多様な手段で町民の参加、参画を図るものとしします。 2 町は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募委員を含めるものとしします。 3 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に関係するものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとしします。		第14条第1項、「町は重要な条例の制定」となっていますが、重要でない条例ってどんな条例ですか。一般的に重要だから条例をつくるのであって、重要でないなら条例を作る必要がないではありませんか。 この「重要な」という文言を削除して、単に「町は条例の制定及び改変及び計画の策定」という文面にしてください。	1	
30	条例案	第15条 (町民公 益活動) 第3項	(町民公益活動) 第15条 町民は、町民公益活動団体を自ら立ち上げ、又は参加することにより、新しい公共の担い手として活動することができます。 2 町民公益活動団体は、社会的課題の解決やまちづくりのために多様な主体と積極的に協働するよう努めるものとしします。 3 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとしします。		第15条の第3項で「必要な措置を講ずるよう努めるもの」というふうに書かれています。逐条解説のほう見ても、第3項で、主体性を尊重し、活動に応じて支援策を講じることを定めていますが、この「必要な措置を講ずる」とはどんな措置なのか。また、逐条解説の「支援策」とはどんな支援策か、具体的に書いていただきたい、表記していただきたい。	1	
31	条例案	第15条 (町民公 益活動) 第3項			第15条の3項については、逐条の説明では「支援策を講じることを定めています」となっています。もうこれ「講ずるよう努めるものとしします」じゃなくて「講じるものとする」にしてはどうかと思います。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
32	逐条解説書案	第15条 (町民公益活動) 【附記】	【附記】(第15条関係) 宗教活動や政治上の主義を推進する活動、特定の公職の支持を目的とする活動、公益を害するおそれのある活動等は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)を準用して除外しています。(宗教活動、政治活動は、「町民公益活動」としてでなければ自由に行う事ができます。) また、非営利とは、活動によって生じた利益を社員(会員)に配分しない、ということを意味します(例:株主への配当)。組織的な活動を行うには経費がかかるので、それを賄うために、補助金や寄付に頼るだけでなく、参加費や事業収入(委託費、サービス提供の対価など)等で収益をあげるのは当然のことです。また、団体の職員(被雇用者)に適切な給与や報酬を支払うことは非営利性とは関係がないことから問題がありません。	第15条【附記】の最下段「非営利性」は営利性ではないのか。	1	
33	条例案	第17条 (住民自治の原則)	(住民自治の原則) 第17条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、相互理解に努めるとともに自らも活動に参加するよう努めるものとします。 2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとします。 3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。	第17条、1項、2項、全部「努めるものとし	1	
34	条例案	第17条 (住民自治の原則) 第3項		17条第3項で「必要な措置を講じることができる」としていますが、必要な措置を講じない場合はどんな場合を想定されているのか。想定されている場合を逐条解説に表記していただきたい。 例えば営利企業とか特定の宗派とかいろいろあるかと思うんですけども、そういったところを書いていただきたい。	1	
35	条例案	第18条 (まちづくり協議会)	(まちづくり協議会) 第18条 町民は、地域自治団体(以下「まちづくり協議会」といいます。)を設置することができます。 2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとします。 3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。 4 まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。	まちづくり協議会は「必要な事項は別に定める」とは、町長が定めるということでもいいのか。ほかの項目のところで明記しているところもあります。	1	
36	逐条解説書案	第18条 (まちづくり協議会)		この協議会というのは、小学校区域ということは2つということになりますが、かなり広い範囲のものとして考えているのか、権限等は別に定めるのか、予算等はどうなるのか、イメージを教えてください。	1	
37	条例案	第18条 (まちづくり協議会) 第4項		第18条第4項で「別に定めるもの」と書かれています。恐らくこれ何か、要項とか規則で決めようと思っておられるのかもしれませんが、まちづくり基本条例をつくるのであれば、別に定めるというやつも条例で作成してください。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
38	条例案	第19条 (大字及び自治会等)	(大字及び自治会等) 第19条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。 2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとします。 3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとします。 4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。	大字及び自治会の現状と今後の課題として、若い人とかで加入したくない人もおられる一方で、高齢者のほうも1人になったりとかで役もできないから逆に抜けるというふうなケースも出てきているし、増える可能性もある。 そういう状況を認識したうえで、大字、自治会に対する期待や役割について考えなければいけないと思う。	1	
39	条例案	第7章 (生涯学習及び文化のまちづくり)		第7章、生涯学習及び文化のまちづくりという規定はあまり見たことはありません。 社協とか教育大綱の中に本来含めていくべきもので、あえてこの条例の中に入れないといけないのか疑問です。	1	
40	条例案	第22条 (町議会の役割と責務) 第1項	(町議会の役割と責務) 第22条 町議会は、法令の定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有します。 3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。 4 町議会は、その権限を行使することにより、民主的な町政の発展と町民福祉の向上に努めなければなりません。 5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として本会議及び委員会を公開する等、開かれた議会運営に努めなければなりません。 6 町議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責任を有します。 7 町議会は、町民参画を推進するため、積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求め、町民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。 8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定めます。	信託という言葉はあまり我々使っていない。議会の場合は町民の負託という言葉が妥当だと思います。	1	
41	条例案	第22条 (町議会の役割と責務) 第3項	(町議会の役割と責務) 第22条 抜粋 3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。	「認定等」の等は、議会基本条例を踏まえてのことが。	1	
42	条例案	第22条 (町議会の役割と責務) 第5号		開かれた議会運営ということで、例えば河合町の議会というのはこういう段階にあるとかレベルにあるとか、一定の最高規範としてそういう評価できるような意味合いを準備しているようなものなのか、それともこれは、単に呼びかけで、そのことは議会独自で基本条例に基づいて考えなさいよというような、そういう意味合いなのか確認したい。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
43	条例案	第22条 (町議会の役割 と責務) 第6項		討論というのは特定の場でお互いの意見を戦わしていることを意味して、我々がよく使う討論は、意見を交わすだけでなく、いろいろな検討を重ねていくことで最終的に何かしらの結論や決議に結びつけようというふうな意味合いがあるんです。だから、ここは「討論」ではなく「討議」という表現のほうが適切かなと考えます。	1	
44	条例案	第22条 (町議会の役割 と責務) 第6項		「町議会の会議は討論を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責任を有します」。理解はしているんですが、一番大事なことは議決までに至った意思決定や過程を、その妥当性を住民に知らせるのが議会の責務と考えますが、そのような文言がありません。 この点ちょっと審議会でどのように話し合われたのか教えてください。	1	
45	条例案	第24条 (執行機 関の役 割と責 務) 見出し	(執行機関の役割と責務) 第24条 町長は、町の代表者として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。 2 町長は、町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければなりません。 3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければなりません。 4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければなりません。	町長ではなく「執行機関」としている理由は何か。また、第8章に執機関とあるが、用語の定義では執行機関は町長だけではなく意味合いがわかりにくい。	1	
46	条例案	第9章 (町政運 営)		第9章、町政運営に「財産管理」と「行政組織」を入れていただきたい。	1	
47	条例案	第9章 (町政運 営)	第9章 町政運営	「町政」の定義がなく、意味合いがわかりにくい。	1	
48	条例案	第9章 (町政運 営)		第9章に「行政組織」の条文を入れない理由は何か。	1	
49	逐条解説書案	第26条 (総合計 画)	【説明】(第26条関係) 総合計画のうち基本構想部分は、従来は地方自治法により策定が必須とされ、加えて議会の議決が必要でしたが、平成23年5月の法改正により策定の義務付け等は廃止されました。 河合町では、令和2年にそれまでの「河合のまちの夢ビジョン」を礎として、まちを元気にするサイクルを生み出すための「河合愛AI構想」を策定し、河合町の総合計画と位置づけて推進しているところです。	意見1 逐条解説で基本構想は議会の議決は要らなくなったことや河合愛AI構想について書いていますが、今度の臨時会で議会基本条例の改正で、総合計画や都市計画マスタープランなどは、全部議会の議決が必要になるという条例改正を行うので、この説明は抜いたらどうですか。 意見2 7月臨時議会で、河合町議会基本条例に議決事項として総合計画が位置付けされたことを追加する必要はないのか。	2	
50	条例案	第27条 (財政運 営)	(財政運営) 第27条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効果的かつ効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。 2 町長は、予算、決算などの財政状況について、別に定めるところにより、町民が具体的に把握できるように公表しなければなりません。	第27条、タイトルを「財政運営の基本方針」に改め、第1項の文中、いわゆる地方自治法の文言そのまま「最少の経費で最大の効果を上げられるよう」というふうに書いておられませけれども、この文言って今の時代もう時代遅れになってきているというか、もうみんな知っているから、あえてここはもう抜いてもいいのかなと思います。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等	原 案	意 見 要 旨	件 数
51	条例案	第27条 (財政運 営)			河合町にとって一番重要なのは財政運営で す。 中長期的な財政見通しの作成とか、そう いった計画を公表するといったような文言は 検討されなかったのですか。	1
52	条例案	第29条 (法令遵 守及び 公益通 報)	(法令遵守及び公益通報) 第29条 町は、常に法令を遵守し、町政を公正に運 営しなければなりません。 2 町長は、町政運営上の違法行為又は公益の損失 を防止するため、町職員の公益通報について必要 な措置を講じなければなりません。 3 町職員は、公正な町政を妨げ、町に対する町民 の信頼を損なう行為が行われていることを知った ときは、その事実を速やかに通報しなければなりま せん。 4 正当な公益通報を行った町職員は、そのことを 理由に不当な扱いをされることのないよう保障さ れなければなりません。 5 公益通報に関して必要な事項は別に定めます。		第29条第5項「公益通報に関して、必要な 事項を別に定めます」。逐条解説では河合町 法令遵守推進要綱というふうに書かれていま すが、要綱というのはあまり法的拘束力がな いので、これも基本条例の制定に伴って条例 をつくっていただきたい。	1
53	条例案	第30条 (説明責 任及び 応答責 任)	(説明責任及び応答責任) 第30条 町は、町政運営における政策の企画立案、 実施、評価及び見直しの各過程における経過や内 容、目標の達成状況等の情報を町民に明らかにし、 町政に対する理解と信頼を得られるよう努めなけ ればなりません。 2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提 案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調 査し、誠実に対応しなければなりません。		第30条、「説明責任及び応答責任」、これ応 答責任という言葉もあり私聞いたことあり ません。説明責任と応答責任を2つ条文分け てください。 応答責任は、意思形成過程の明確化という ふうなタイトルもあり得るのかなと思います。 ほかの自治体では意思決定の明確化の規定 というふうな形でタイトルとして応答責任の こと書いているところもあります。	1
54	逐条解説書案	第31条 (広報広 聴、パブ リックコ メント)	(広報広聴、パブリックコメント) 第31条 町は、町政の方針及び動向等の情報につ いて、多様な手段で分かりやすい広報を行い、ま た、多様な手法で町民の意見を聴くよう努めるもの とします。 2 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の 策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようと するときは、これらの案を公表し、パブリックコメン トを行うなど、町民からの意見、提案を広く求めな ければなりません。 3 パブリックコメントの実施について必要な事項は 別に定めます。 (逐条解説書案 説明 抜粋) パブリックコメントの実施方法については、個別の 条例、要綱や計画等によって定めるものとします。		31条、パブリックコメントについては、令和 3年9月議会でパブリックコメント手続条例制 定を求める決議が、全議員賛成で採択された にもかかわらず、説明では要項や計画等で定 められています。	1
55	条文	第32条 (行政手 続)	(行政手続) 第32条 執行機関は、町民の権利及び利益の保護 を目的に、別に定めるところにより、処分、行政指導 及び届出に関する手続について、公正の確保と透 明性の向上を図らなければなりません。		32条、行政手続の説明では、事務処理の基 準、いわゆる標準処理期間のことを書いてい ると思うが、例えば道路占用の許可とか、申 請後何日以内に処理しますとかの規定は設け られるのかどうか。また、一覧表等作るのか。	1
56	条例案	第32条 (行政手 続)			「執行機関は」となっていますが、「執行機関 とは町長及び含む町の行政事務を執行する 機関」と定義づけされていますが、この条文 では執行機関と言わずに、町長はとの表現で いいのではないか。また、先の第24条「執行 機関の役割と責務」でも、「町長の役割と責 務」としたほうが分かりやすいのではないか と思います。	1

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
57	条例案	第33条 (行政評価)	(行政評価) 第33条 執行機関は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等の評価を実施し、その結果について、町民にわかりやすく公表するよう努めなければなりません。 2 執行機関は、行政評価の結果を、総合計画の進 行管理並びに予算、事業及び組織の改善等に反映 させるよう努めなければなりません。	第33条第2項、行政評価の結果について書いていますが、行政評価は誰がするのか、この文面からでは読み取れない。 行政評価は公平中立の立場からやっていた だく必要があるので、町民及び専門知識を有 する者による評価を行うとか、そういった内 容を第3項を設けるなどして明記していただ きたい。 生駒では「市長は市民及び専門的知識を有 する者による評価を行うなど、常に評価方法 の改善に努めなければならない」という内容 を行政評価の第3項に設けています。	1	
58	条例案	第33条 (行政評価)		第33条に「町民の意見を聞く」という文言 をなぜ入れないのか。	1	
59	条例案	第34条 (外部監査)	(外部監査) 第34条 町は、適正で効率的な行財政運営を確保 するため、別に定めるところにより、必要に応じて 外部機関による監査を実施し、その結果を公表しな ければなりません。	第34条、外部監査では、「必要に応じて」と 書かれていますが、令和2年と3年に個別外 部監査の議員発議が採択されましたが、行政 は全然やる気がない。 議会の議決があれば絶対やるとか、そう いった文言をここに規定する必要があるん じゃないですか、また、誰が判断するのかと いうこと、町民も提案できるのかどうかもこ こに書いてください、逐条解説では分かりま せん。 それと、この条例、ここにうたわれているに もかかわらず、もし行政がしなかった場合、ど うされるのかも逐条解説にうたっていただ きたい。	1	
60	条例案	第36条 (町民投票)	(町民投票) 第36条 町長は、町政に関する重要事項について、 広く町民の意思を確認する必要があると認めたと きは、町議会の議決を経て、町民投票を実施する ことができます。 2 町長は、河合町の有権者がその総数の50分の1 以上の者の連署をもって、その代表者から町民投票 に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決 されたときはこれを実施しなければなりません。 3 町民投票に付すことができる案件、投票に参加 できる者の資格その他の町民投票の実施に必要な 事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めま す。 4 町は、町民投票の結果を尊重しなければなりません。	2項「請求があり、当該条例が議決されたとき」とは、町長が条例案を提案し議決される という意味合いで理解したらいいのか。また、3項で「別に条例で定めます」とは、2項で 制定された条例を指すのか、関係を確認したい と思います。	1	
61	逐条解説書案	第36条 (町民投票)	【附記】(第36条関係) 第2項の規定により、地方自治法による町民投票の 請求ができるのは、河合町の住民のうち河合町選 挙人名簿に登録された者(有権者)に限られます。	町民投票ということで、逐条解説書44ペー ジの付記には、「河合町の住民のうち、河合町 選挙人名簿に登録された者に限る」とありま すが、外国人はできないという解釈でいいん ですか。	1	
62	逐条解説書案	第36条 (町民投票)	【説明】(第36条関係) 日本の地方自治制度は、議会と首長を住民の代表 とする二元代表制を採用しています。 一方で、町民投票はそれを補完する制度と位置付 けられるものです。町政に関する重要事項、例えば 町の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及 ぼすような課題等(町の名称変更や他市町村との合 併等が考えられます。)について、町民投票を行うこ とができるとしています。 町民投票は、町民を二分する可能性があるなど町 民相互の関係性にも大きな影響があり、また実施 には相当なコストを要するため、慎重に実施を検討 すべきものです。 町民投票の実施には条例を制定する必要があり、 町長及び町議会による判断が必要とされています。 実施する場合には、町民が的確な判断を下せるよ う十分な情報提供を行う必要があります。	逐条解説書第36条の【説明】で、「町民投票 は、町民を二分する可能性があるなど町民相 互の関係性にも大きな影響があり、また実施 には相当なコストを要するため、慎重に実施 を検討すべきものです。」 この表現では、心理的に制限をかけて住民 投票にネガティブな印象を与えているように 思えます。 確かに関係性に影響を与えたり、コストが掛 かったり、慎重に検討というのはわかります が表現を変えた方が良いと思います。 難しいのならばカッコ書きで「請求を不当に 制限するものではありません・住民投票の請 求は町民の権利であることは言うに及びませ ん」等々の制限をかけていない旨の注釈を入 れるのが良いのでは？	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
63	逐条解説書案	第36条 (町民投票)	【説明】(第36条関係) 第4項では、町は、住民投票の結果を尊重しなければならないとしています。ただし、町民投票には法的な拘束力がありませんので、本項では町長と町議会は、町民の意見が直接表明されたことの意味は重く受けとめられる必要があることから、その「結果を尊重しなければなりません」としています。	下から3行目の「住投投票」は町民投票ではないのか。	1	
64	条例案	第11章 (連携)		第11章には、これからの時代、国際交流が大事なので、国際交流及び多文化共生というふうなタイトルの何かを設ける必要が出てくるかなと考えます。	1	
65	条例案	第37条 (広域連携)	(広域連携) 第37条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。 2 町民は、他の地方自治体の住民や団体等と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとします。	地方分権以降立場はほとんど対等と思うので、37条1項に「対等な立場」という文言を入れていただきたい。	1	
66	逐条解説書案	第38条 (自治の最高規範)	【附記】(第38条関係) 条例には法的な上下関係はなく並列ですがこの条例は、町民と町が町政やまちづくりの基本ルール(最高規範)として認めることによって、優位性を担保しています。	条例には法的な上下関係はなく並列ですといいながら、このまちづくり条例を「優位性を担保しています」との表現が、ちょっと引っかかる。	1	
67	条例案	第40条 (運用)	(運用) 第40条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、(仮称)河合町まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。 2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。 3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定めます。	40条で、条例が実際町の中で生きているかどうかをチェックする役割として基本条例推進委員会というのをつくるとなっていますが、どれぐらいのサイクルを想定しているのか。また、チェックし評価するための基準はどうなっているのか。	1	
68	条例案	第40条 (運用)		この条例を、町職員が全員把握して、町民と接することができるかが非常に大きな問題としてあると思います。内容の理解度を上げるための方策はしっかりと時間をかけてやらないと、町民への説明もできないし、実際に運用していくことができないと思います。	1	
69	条例案	第40条 (運用)		基本条例は、つくった後の活用が重要。進捗管理はどこがするのか。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
70	その他		(目的) 第1条 この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。 (総合計画) 第26条 町長は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、この条例で定められたまちづくりの基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画として総合計画を策定するものとします。 2 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合を図らなければなりません。 3 町長は、総合計画について、適切な進行管理を行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。 4 町長は、総合計画の策定、見直しに当たっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。	条例案の文面はほとんどが精神論で河合町の今後に向けた「具体的な目標」が表現されていないため条例の実効性が期待できません、	1	
71	その他			【1】まちづくりの基本姿勢について 1. 将来目標のなかで「経済」「住民モラル」「町職員モラル」をはっきり示すことを規程する。	1	
72	その他			【1】まちづくりの基本姿勢について 2. 河合町の経済の立て直しのために、財政健全化を果たすための道筋とタイムスケジュールをはっきり示す。 基本となる税収の確保に資する産業(河合町が自ら積極的に推進できる産業)を定め、町として支援するルール作りが必要。	1	
73	その他			【1】まちづくりの基本姿勢について 3. 住民の義務、モラルを条例に盛り込むことは反対ではないが、精神論を条例に盛り込むことの実効性は疑問。むしろ、新しい産業創設への協力要請と、協力者へのプレミア創設のほうが現実的。	1	
74	その他			【1】まちづくりの基本姿勢について 4. 町職員のモラル向上、資質向上 町職員の「自発的行動」に必要な行動指針を明確にする。(義務と報奨制度の創設) 町職員の研修制度、勤務査定制度、住民からの評価制度の検討(将来) 職員の行動のスピード不足の解消、住民サービス精神の欠如解消。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等	原 案	意 見 要 旨	件 数
75	その他				【2】具体的な方向性の提案 1. 経済の基本への提案 税収対策として既存の企業を誘致することに目が向きがちですが、規模の大きなお店とか、工場を誘致することは、敷地、交通の利便性などを考えて、企業に魅力を感じさせるポイントは河合町にはほとんどありません。 一方、河合町の欠点とされている“高齢化”（但し健康寿命は長い）は、これを欠点とせず、むしろ高齢者にも快適な生活チャンスを提供する新しい高齢者ユートピアを創設する！といった逆転発想が出来る“下地“と考えることができます。 この状況化で河合町の独自の新しい産業振興として最優先でき、また現実的に実施可能な産業は「農業」です 農業のインフラは新しく構築するまでもなく凡そ整っています。整備は必要ですが、積極的な目標と後押しさえあれば、また目標期日を十分長く設定すれば、一番実現可能な産業です。 主な作物を何にするかは、長期的な視点で選定する必要があります、またこの産業を賄う人手を、どうやって揃えるかも大きな施策の一つです。これも河合町行政の支援のありかたとタイムスケジュールで次第で集めることができるでしょう。 今、世界は食料問題が非常に重要でかつ早急に解決策が必要とされています(今後ますます重要性が増すことでしょう)農業は将来非常に重要な産業としてクローズアップされてきます。 すでに若者の中でこの農業という道に目標を定め、行動開始している者がかなりいるようです。 農業の技術革新も進んできております、今後政府ももっと新技術への支援策が充実されるはずだと私は思っております。 この時代を先取りした支援策と具体的なサクセスプランに取り組むことを掲げ、河合町の将来と位置づけたうえで、この趣旨を盛り込んだ条例とすべきです。	1
76	その他				【2】具体的な方向性の提案 2. 町職員の研修制度、勤務評価制度の導入 管理職研修、新入職員研修、による活性化と積極的な民間会社経験者の積極的な採用。 町職員の資質向上は何より必要な要件です、これの不足が現状の町政の不活性状況を生んだ根源ではないかと感じています。民間の活力導入ないし、これに準じた活性化策も必要です。 町職員の中だけでいたら世間の動きに疎くなっているはずです。	1

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等	原 案	意 見 要 旨	件 数
77	その他				【2】具体的な方向性の提案 3. 河合町住民に期待する自主的な行動の足並みの揃え方 河合町を挙げて将来の河合町の目標にまい進するには町民全てが趣旨に賛同し、それぞれの立場で協力できるようなコンセンサス作りが必要です。 農業を合言葉にするうえで、将来の河合町における農業の経済的な芯になる作物の設定が重要です。 この作物の一つとして提案があります。 作物案を考えるのに、スローガンとして「健康寿命日本一の町作り」はいかがでしょうか。 このスローガンを実現するための作物！というのが最も町民をその気にさせ得と考えます。 シンボリックな作物には、健康を助ける、サプリメント食品が考えられます。ただベースに日常的に食する食事としてメインになる作物も当然必要です、この議論は別途考えるとします。 私は今、通称「十薬」一般名称は「どくだみ」を栽培して、自分でドクダミ茶を毎日飲んでいます。このような健康食品を生産し、町民全員が服用するという施策はいかがでしょうか。 健康食品には通販でおなじみのサプリメントは高額で、全町民に常時服用を推奨するには無理があります、そこで、安価に無理なく栽培できるドクダミだけでなく、ニンニクやウコン、ブルーベリー、といった作物が考えられます。ニンニクは単に調理に使用する調味料としてだけでなく、黒ニンニクにして町民に安価に購入機会を提供する、こんな方向はいかがでしょうか。 実行するための体制を築くことは何より重要かと思います(全ての町民というのは言い過ぎですが、かなり多くの町民の協力が望めます) このための体制づくりはまだ良いアイデアありませんが、今後推進メンバーで出し合えばと思います。 皆が“なるほど”と思ってもらえる具体的なプランがあれば可能ではないでしょうか。 農業こそが、河合町の未来を明るくする！という道筋を理解してもらえるストーリー、と具体的手段の明確化が足並みを揃え実現させるメインキーです。	1
78	その他				【2】具体的な方向性の提案 4. シンボル作り 健康寿命日本一の町作り、というキャッチフレーズはこれに直結する作物を選定し、これに皆が納得してもらえることが重要です。 3. 項で2～3品目の例を挙げましたが、もう少し大勢で意見を出し合えばもっと皆をその気にさせるアイデアが出てくることでしょう。 出てきた中でシンボル作物を特定し、PRの主体にしたらいかがと思います。(〇〇の河合町！と)	1
79	その他				【3】最後に 1, 奈良県へのプラン提示と資金援助獲得 新しい河合町に脱却するための施策であっても必要な資金と技術供与が不可欠です。 資金は当然として、新しい農業技術とその指導を受けることで、高齢者でも継続可能な生産体制づくりの方向が決められます。	1

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
80	その他			【3】最後に 2. アイディアと実行作業部会 今までは農作業は高齢者には“無理“、また 農業の未経験者に農業は”無理“といった風 潮が強いはずで、これを一掃するのが新し い技術です、アイディアです。 いままでの稲作を中心とした農業に加えて 新しい、工業的な技術を取り入れた生産方法 の取り入れこそ農業の将来の希望です。 この新しい生産方式の創出も町民、特に在 来の農家の知恵の大切ですが、全くの農業素 人の意見やアイディアも重要です、素人？も加 えた推進、作業部会のもとで。作業すべきで す。 部会の構成は自発的に手を挙げた方だけで なく、色んなアイディアを持っているあまり積 極的でない方もむりやり加えるのが良い方法 だと思います。	1	
81	その他			請願が町議会で採択後、ワークショップの開 催が1回、タウンミーティングが実施されな かったのは残念であったが、来年4月の条例 施行に向け引き続き情報の公開をしてほし い。	1	
82	その他			町民側の条例に対する認知度は皆無と思わ れることから、中止になったタウンミーティ ング等を通じ周知が必要である。	1	
83	その他		(説明責任及び応答責任) 第30条 町は、町政運営における政策の企画立案、 実施、評価及び見直しの各過程における経過や内 容、目標の達成状況等の情報を町民に明らかにし、 町政に対する理解と信頼を得られるよう努めなけ ればなりません。 2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提 案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調 査し、誠実に対応しなければなりません。	町民の多くは、過去から色々な意見、要望等 を役場に言ってきた思われるが、「検討しま す」等で先に進まず、何を言っても一緒だ ということを目によくする。 できない理由を言う前に、どうすればでき るのかということを行動で示さない限り、条 文はただの紙切れになってしまう。役場は意 識改革の覚悟はあるのか、	1	
84	その他			河合町立図書館の存続と、より有効的な運 営を望みます。 まほろばホールの閉館に伴い、図書館がな くなるのではないかと危機感が住民の中 にあります。 第20条(生涯学習とまちづくり)で、「町民 は、豊かな人間性を育むとともに、町政やま ちづくりに参画するための知識や考え方を学 ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っ ています。」と規定されています。また、第3条 (基本理念)では「次世代を担う子どもたちに 誇ることができる持続可能なまち」をつくる とあります。図書館のない町は誇れる町とは いえません。 新しい図書館になるのであれば、町民が利 用しやすい場所をお願いします。また、存続が 可能になったとしても、さらに魅力的な図書 館にする必要があります。 未来の町の発展を担う人材の育成、持続可 能なまちづくりの施策として、図書館の存続 と効果的な運営を、切なる願いを持ってご提 案申し上げます。	1	

意見 番号	意見内容					
	区 分 等	該当 条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	件 数	
85	その他			第20条(生涯学習とまちづくり)から、以下を提案します。 ・ 現河合町立図書館の設備改善と存続の提案 空調設備の改善 学習室へのアクセスの悪さの改善 スペースの区分け 子育て世代から、そこで学び育つ子ども達、町内に住むすべての町民の文化及び生涯学習の支えとなるように、提案の少しでも取り入れてくだされば幸いです。	1	
86	その他			図書館は必ず残してください。 基本条例第7章(第20条、第21条)に、「町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。」とあります。 その学習する材料、場所として図書館は必要です。 まほろばホールを売却するにあたり、図書館も、となっても、場所を変えてでも図書館を存続させてください。 未来に羽ばたく子どものため、働き盛りの青年、壮年のため、そして趣味、楽しみとしてあらゆる世代の人々のために！	1	